第二十二条　所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第十七条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の表租税特別措置法の項の改正規定を次のように改める。

第三十三条第一項の表租税特別措置法の項中	
第四十一条の三の九第四項	規定により
	所得税の額

を

第四十一条の三の九第四項	規定により
	所得税の額
第四十一条の十九第三項	所得税の額

に改める。

附則第一条第四号イ中「、第十四条」の下に「、第十四条の二」を加え、同号ロ中「及び附則第十七条」を「並びに附則第十七条及び第十八条の二」に改める。

附則第十四条第一項中「構成会社等をいう。以下この条」の下に「及び附則第十六条第三項」を加え、「この条において同じ。）の各対象会計年度に係る国別報告事項（租税特別措置法第六十六条の四の四第一項に規定する国別報告事項をいい、連結等財務諸表（令和六年新法人税法第八十二条第一号に規定する連結等財務諸表をいう。以下この条において同じ。）又はこれに相当する事項につき租税特別措置法第六十六条の四の四第一項若しくは第二項に規定する所轄税務署長又は地域の租税に関する法令を執行する当局に提供された場合において、当該特定多国籍企業グループ等」を「附則第十八条の二までにおいて同じ。）」に、「ときは」を「場合には」に改め、同項第一号イ中「係る国別報告事項」の下に「（租税特別措置法第六十六条の四の四第一項に規定する国別報告事項をいい、連結等財務諸表（令和六年新法人税法第八十二条第一号に規定する連結等財務諸表をいう。以下この条において同じ。）を基礎として作成されたものに限る。以下この項において同じ。）」を、「事項として」の下に「租税特別措置法第六十六条の四の四第一項若しくは第二項に規定する所轄税務署長又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局（以下この項において「所轄税務署長等」という。）に」を、「金額」の下に「（当該国別報告事項又はこれに相当する事項が提供されない場合にあっては、当該国別報告事項又はこれに相当する事項として最終親会社等（令和六年新法人税法第八十二条第十号に規定する最終親会社等をいう。以下この項において同じ。）の所在地国に提供されるものとした場合における当該構成会社等の所在地国に係る当該収入金額）」を加え、同号ロ中「事項として」の下に「所轄税務署長等に」を加え、「次号ロ」を「ロ及び次号ロ」に改め、「。）」の下に「（当該国別報告事項又はこれに相当する事項が提供されない場合にあっては、当該国別報告事項又はこれに相当する事項として最終親会社等の所在地国に提供されるものとした場合における当該構成会社等の所在地国に係る調整後税引前当期利益の額）」を加え、同項第二号ロ中「として」の下に「所轄税務署長等に」を、「調整後税引前当期利益の額」の下に「（当該国別報告事項又はこれに相当する事項が提供されない場合にあっては、当該国別報告事項又はこれに相当する事項として最終親会社等の所在地国に提供されるものとした場合における当該構成会社等の所在地国に係る調整後税引前当期利益の額）」を加える。

附則第十四条の次に次の一条を加える。

（国際最低課税額に係る確定申告に関する経過措置）

第十四条の二　特定多国籍企業グループ等に属する法人税法第八十二条の六第一項の規定による申告書の提出期限が令和八年六月三十日前である場合には、当該申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同日とする。

附則第十六条に次の一項を加える。

3　特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人に係る法人税法第百五十条の三第一項の規定による同項に規定する特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供の期限、当該内国法人に係る同条第二項の規定による同項に規定する財務省令で定める事項の提供の期限、当該内国法人に係る同条第四項の規定による同項に規定する最終親会社等届出事項の提供の期限又は当該内国法人に係る同条第五項の規定による同項に規定する財務省令で定める事項の提供の期限が令和八年六月三十日前である場合には、これらの提供の期限は、これらの規定にかかわらず、同日とする。

附則第十八条の次に次の一条を加える。

（特定基準法人税額に係る確定申告に関する経過措置）

第十八条の二　特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に係る地方法人税法第二十四条の四第一項の規定による申告書の提出期限が令和八年六月三十日前である場合には、当該申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同日とする。

附則第四十九条中「以前に」の下に「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第　号）第一条の規定による改正前の」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五条中消費税法第六十四条の改正規定、同法第六十五条の改正規定及び同法第六十六条の改正規定　公布の日から起算して十日を経過した日

二　次に掲げる規定　令和六年六月一日

イ　第十三条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第六節　その他の特例（第四十一条の三の三―第四十二条の三）」を「第五節の二　令和六年分における特別税額控除（第四十一条の三の三―第四十一条の三の十一―第四十二条の三）　第六節　その他の特例（第四十一条の三の十一―第四十一条の三の十）」に改める部分に限る。）、同法第四十一条の三の四第七項各号の改正規定、同条を同法第四十一条の三の十二とする改正規定、同法第四十一条の三の三第五項の改正規定、同条第六項の改正規定、同条を同法第四十一条の三の十一とする改正規定、同法第二章第五節の次に一節を加える改正規定及び同法第四十一条の八第一項第一号イの改正規定並びに附則第三十四条第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定